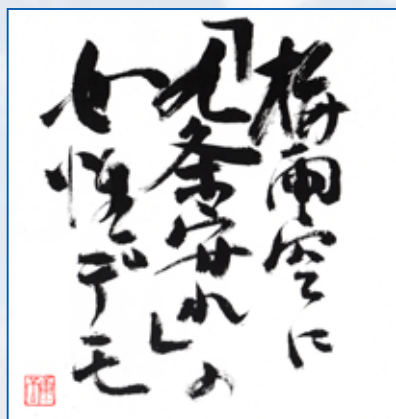


今、表現の自由を問う

九条俳句事件から10年——

6.29
埼玉大学
13:00から
(12:30 開場)



2023.6.25 九条俳句勝訴5周年の集い



2024.1.12～14 今こそ『平和の俳句』展



九条俳句事件から10年。上告棄却、東京高裁勝訴判決確定から5年。あらためて、この17文字の持つエネルギーと訴訟の意味や役割を今の社会に考えてみます。そして今こそ社会教育や公民館活動の活性化を市民で再獲得、真の「表現の自由」を私たちのものにしましょう。どうぞどなたもご参加ください。

日時 **2024年 6月29日(土)** 13:00～16:30

場所 **埼玉大学教育学部 C1 講義室**

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

主催 **九条俳句訴訟を今につなぐ市民の会**

後援 **さいたま市 / さいたま市教育委員会 / 日本社会教育学会 / 日本公民館学会 / 社会教育推進全国協議会 / 表現の自由を市民の手に全国ネットワーク**

参加費 **800円** 学生・障害者無料 (終了後ミニ交流会があります)

〈第1部〉10年のあゆみを振り返る

ビデオ上映〈九条俳句事件闘争小史〉
弁護団、応援団、作者からのスピーチ

記念講演 **佐高 信さん**(評論家)
「反戦川柳人 鶴彬(つる・あきら)と九条俳句事件」



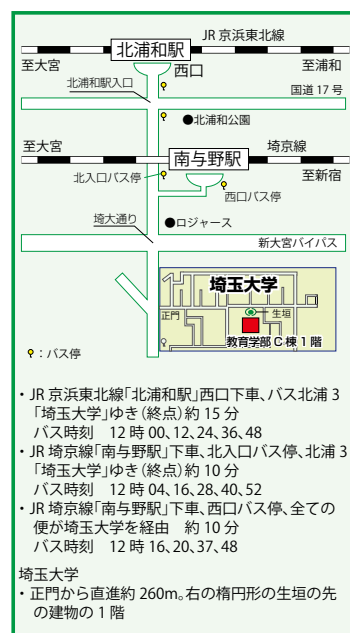
〈第2部〉表現の自由を巡る各地の取り組み

コーディネーター

● 石川智士さん《元九条俳句訴訟弁護団》

パネリスト

- **神田香織さん**《講師：ヒロシマ、はだしのゲン、群馬の森から何を》
- **溝口一郎さん**《九条の会・ちがさき：茅ヶ崎市の後援拒否》
問題で横浜地裁提訴
- **米山義盛さん**《飯田市平和祈念館を考える会》
- **武内暁さん**《九条俳句市民の会：表現ネットの今後》
- 会場から(各地からの報告)/ アピールなど



九条俳句訴訟を今につなぐ市民の会 (略称：九条俳句市民の会)

連絡先：武内 090-2173-0824 江野本 woman@hat.hi-ho.ne.jp
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203 武内 気付
TEL 090-2173-2591 MAIL takeuchi-one.123@docomo.ne.jp
振込先：ゆうちょ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

会員募集中
年会費：1000円

「九条俳句」事件・裁判・市民の動き

2014年	
6月上旬	銀座で、集团的自衛権の行使容認に反対するデモ。「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠む
24日	三橋公民館で俳句教室の句会。互選で「梅雨空に～」の作品を秀句に選ぶ
25日	三橋公民館「公民館の意見と誤解される恐れがある」と掲載拒否を連絡。30日7月号発行
7月4日	東京新聞が掲載拒否を報道
7日	事件を知った市民8人がさいたま市生涯学習センターに申入れ。センターは「掲載予定はない、公共施設としての判断だ」と回答
17日	清水勇人さいたま市長、定例会見で「(掲載拒否は)おおむね適正だ」と発言
22日	さいたま市教委が不掲載理由を説明
25日	「公民館だより掲載拒否」を考える市民の集い開催120名参加
29日	稲葉康久・市教育長、定例会見で「今後も掲載しない」。掲載基準について「世論を二分している内容の作品」は載せないと明言
8月	市民有志及びさいたま地区労協が市議会に不掲載の撤回を求める請願を提出。
9月12日	市議会文教委員会、不掲載撤回を求める請願を継続審議と全会一致で決定
27日	俳句掲載拒否を考える市民の集い Part2開催。160名参加。市教委出席せず
11月20日	さいたま市教育委員会定例会。請願を受け、三橋公民館の掲載拒否問題を取り上げた。稲葉教育長に対応を一任することを確認した。「俳句掲載拒否を考える市民の集い Part3」開催。
12月10日	三橋公民館が示していた不掲載理由を訂正。法解釈の誤りを専門家から指摘されたため、社会教育法や市の広告掲載基準を根拠としたことを撤回する一方、掲載の要求には応じられないと文書で通知
2015年	
3月16日	市教委で議論するよう請願を提出。稲葉教育長は議論拒否
4月13日	さいたま市公民館運営審議会、第三者委員会の設置を市教委に要求。稲葉教育長は難色を示す。
6月10日	《九条俳句を考える》市民の集い開催。100名参加。
25日	公民館だより掲載拒否は憲法で保障された表現の自由の侵害。掲載と損害賠償を求め作者が さいたま地裁に提訴
7月4日	「九条俳句」市民応援団スタート集会開催。
9月25日	さいたま地方裁判所101法廷で第1回口頭弁論。原告および弁護団が意見陳述を行った。
12月11日	第2回口頭弁論。さいたま市の答弁書に反論し、法的根拠を整理した陳述を弁護団が行う。
2016年	
1月29日	第3回口頭弁論・報告会に80名参加
31日	社会教育・コミュニティ施設を市民の手に取り戻すために 緊急シンポジウム
3月25日	第4回口頭弁論・報告会
5月20日	第5回口頭弁論・報告会
6月25日	「九条俳句」1周年の集い ドキュメント「ハトは泣いている」上映
7月8日	第6回口頭弁論・報告会
10月14日	第7回口頭弁論・報告会

26日	ドキュメント映画「ハトは泣いている」三橋公民館で上映
11月3日	埼玉大で第1回「車座〈暮らしと社会〉ガク」ハトは泣いている」上映と交流
12月9日	第8回口頭弁論・報告会
2017年	
1月20日	第9回口頭弁論(証人尋問)・報告会
3月10日	第10回口頭弁論(証人尋問)・報告会
19日	学習・表現の自由と社会教育シンポジウム
4月28日	第11回口頭弁論 最終証人尋問 原告・作者
6月11日	「ハトは泣いている」熊谷上映
7月28日	第12回口頭弁論 最終弁論(結審)・報告会
8月30日	「記者会見」判決迎え
9月6日	裁判勝利へ！市民のつどい
10月13日	さいたま地裁、勝訴判決 ・報告記者会見・行動
16日	俳句の掲載、再発防止策の明示、話し合いを求めてさいたま市に申し入れ
19日	さいたま市議会・文教委員会で裁判経緯と結果について市執行部が説明
20日	さいたま市議会本会議でさいたま市の控訴を決定 。応援団との話し合いがもたれたが、市は控訴すると明言
24日	さいたま市控訴決定を受け、 市民応援団も控訴 を決定。弁護団声明発表。判決報告会に100名
2018年	
1月26日	第1回こうみんかんカフェ
31日	日本ペンクラブシンポジウムで久保田弁護団事務局長がパネラーに。原告もコメントした(170名)
2月17日	東京三鷹・武蔵野芸術劇場「ハトは泣いている」上原公子講演(65名)
3月1日	東京高裁第1回口頭弁論。結審。口頭弁論報告会100名
9日	さいたま市での報告会(第2回こうみんかんカフェ)
4月28日	「九条俳句」東京高裁勝利判決へ！ 東京集会
5月18日	東京高裁、勝訴判決 。パレード・報告会
5月31日	さいたま市が上告。続いて原告も上告
6月9日	さいたま市での判決報告会
7月11日	高裁判決を受けて市との話し合い
9月2日	上告から何を 市民集会。1万人署名運動
11月14日	掲載を求める市民集会。1万2千筆を提出
12月20日	最高裁、上告棄却 。高裁判決が確定
12月28日	さいたま市が原告への謝罪を決定
2019年	
1月28日	「九条俳句」報告市民集会
1月31日	細田教育長、原告に謝罪。公民館だよりに掲載
6月25日	「九条俳句」市民応援団は発展的解消。第2ステージへ。九条俳句市民検証委員会設立。
7月13日	「表現ネット」設立集会。以後、ゲバラTシャツ事件、あいちトリエンナーレ展示中止事件、茅ヶ崎事件などに取り組む
2023年	
6月25日	『九条俳句勝訴5周年の集い』に100名
2024年	
1月1日	「九条俳句訴訟を今につなぐ市民の会」結成
1月12～14日	今こそ『平和の俳句』展(三橋俳句会主催)